



# 埼玉県報

第 2771 号  
平成 28 年(2016 年)  
2 月 9 日  
火曜日

## 目次

### 規則

- 不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則（任用審査課）

### 告示

- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（利根地域振興センター）
- 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（共助社会づくり課）
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（共助社会づくり課）
- 見沼代用水土地改良区の役員退任届（さいたま農林振興センター）
- 県道上中森鴻巣線の区域の変更（北本県土整備事務所）
- 県道岩殿観音南戸守線の供用の開始（東松山県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 埼玉県大久保浄水場で使用する電気の調達に関する入札公告（水道管理課）
- 埼玉県庄和浄水場で使用する電気の調達に関する入札公告（水道管理課）
- 埼玉県行田浄水場で使用する電気の調達に関する入札公告（水道管理課）
- 埼玉県新三郷浄水場で使用する電気の調達に関する入札公告（水道管理課）
- 埼玉県吉見浄水場で使用する電気の調達に関する入札公告（水道管理課）
- 埼玉県上赤坂中継ポンプ所で使用する電気の調達に関する入札公告（水道管理課）
- 埼玉県病院事業に係る料金のうち病院事業管理者が定める額（経営管理課）
- 公職選挙法に基づく個人演説会等施設の指定（選挙管理委員会）

## 規 則

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年二月九日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

### 埼玉県人事委員会規則一一一八

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての不服申立てに関する規則(埼玉県人事委員会規則一一一一)の一部を次のように改正する。

題名中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第一条中「基き」を「基づき」に改め、「又は異議申立て(以下「不服申立て」という。)」を削る。

第二条第一項中「又は異議申立人(以下「不服申立人」という。)」を削り、同条第二項中「、異議申立てをする者を異議申立人と」を削り、「行なつた」を「行つた」に改める。

第三条第三項中「おかれ」を「置かれ」に改め、同条第四項中「、生年月日」を削る。

第四条第一項ただし書中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第二項中「行なつた」を「行つた」に改める。

第五条第一項中「審理の円滑迅速」を「審査の円滑かつ迅速」に改め、同条第二項ただし書中「おかれ」を「置かれ」に、「行なう」を「行う」に改める。

「第二章 不服申立て」を「第二章 審査請求」に改める。

第六条の見出しを「(審査請求)」に改め、同条第一項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は異議申立書(以下「不服申立書」という。)」を削り、同条第二項中「不服申立書」を「審査請求書」に改め、「の各号」を削り、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同項第九号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第三項中「不服申立書」を「審査請求書」に改め、同条第四項中「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「つど」を「都度」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第六条の二の見出し中「不服申立書等」を「審査請求書等」に改め、同条中「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第七条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第一項各号列記以外の部分及び第一号から第三号までの規定中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項第四号中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」

に改め、同項第五号及び第六号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第二項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第七条の二第一項及び第八条第一項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第八条の二第一項及び第二項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第三項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同項ただし書中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第四項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第八条の三第一項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第二項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「相続人は」の下に「、遅滞なく」を加え、同条第三項中「不服申立人」を「審査請求人」に、「あてて」を「宛てて」に改め、同条第五項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第九条第一項及び第二項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第七項中「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条第八項中「時期に遅れて」を「時機に後れて」に、「審理」を「審査」に改め、同条第九項中「左の各号に」を「次に」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条第十項中「且つ」を「かつ」に改め、同条第十一項中「かえて、左の各号に」を「代えて、次に」に改め、同条第十三項中「左の各号に」を「次に」に改め、同条第十四項中「つど」を「都度」に改め、同条に次の二項を加える。

15 人事委員会は、書面審理を終了させる前に、当事者に対し、審理の終了予定日を知らしなければならない。

16 人事委員会は、必要な審理を終えたとき認めるときは、審理を終了するものとし、その旨を当事者に通知するものとする。

第十条第十項中「及び第十四項」を「、第十四項及び第十六項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項中「口頭審理を終了するに先き立つて」を「次項において準用する前条第十六項の規定により口頭審理を終了する前に」に、「且つ」を「かつ」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「ともに」を「共に」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項を同条第九項とし、同条第六項中「及び」を削り、「禁止する」を「禁止し、及び発言がその事案に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合にはこれを制限する」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6 人事委員会は、事案の性質、証人の心身の状態、証人と当事者又は代理人との関係その他の事情により、証人が当事者、代理人又は傍聴人の面前で陳述するときには、相当と認めるときは、当事者、代理人又は傍聴人と証人との間で、相互に相

手の状態を認識することができないようにするための措置をとることができる。

7 前項の措置をとるに当たつては、当事者及び証人の意見を聴くものとする。

第十条の二第一項中「行なわせる」を「行わせる」に改め、同条第三項中「つど」を「都度」に改める。

第十一条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第十二条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第一項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「又は決定（以下「判定」という。）」を削り、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第二項及び第三項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第十二条の二第一項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第二項中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第十三条第一項各号列記以外の部分、第一号及び第二号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 審査請求人が死亡した場合において、次のいずれかに該当することとなつたとき。

イ 審査請求人の地位が承継されるとき又は相続人がないとき若しくは知れないとき。

ロ 審査請求人の死亡の日から一年以内に、第八条の三第二項の規定による届出がなかつたとき。

第十三条第一項第四号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同項第五号中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項第六号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 人事委員会は、係属している審査請求が次に掲げる要件を充たすに至つたときは、当該審査請求の審査の終了を決定することができる。

一 審査請求人から第九条第二項又は第十条第二項に規定する反論書が期限までに提出されない場合において、人事委員会が更に期限を定めて当該反論書の提出を求めたにもかかわらず、当該期限までに提出されなかつたとき。

二 審査請求人及びその代理人が共に口頭審理の期日に正当な理由がなくて出席しないとき。

三 審査の継続が著しく困難であると認められる場合において、審査を終了することに於いて審査請求人に異議がないとき。

第十三条の二第一項中「行なう」を「行う」に改める。

第十四条の見出しを「(裁決)」に改め、同条第一項中「基いて、すみやかに判定」

を「基づいて、速やかに裁決」に改め、「又は決定書（以下「判定書」という。）を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、第十三条第一項又は第二項の規定に基づき審査を終了したときは、この限りでない。

第十四条第二項中「判定書」を「裁決書」に、「左の各号に」を「次に」に改め、同項第一号中「判定」を「主文」に改め、同項第三号中「判定」を「裁決」に改める。

第十五条の見出し中「判定書」を「裁決書」に改め、同条第一項中「判定書」を「裁決書」に、「判定に」を「裁決に」に、「あわせて」を「併せて」に改め、同条第三項中「判定書」を「裁決書」に改める。

第十六条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第十七条第一項中「左の各号の一」を「次のいずれか」に改め、同項第一号中「判定」を「裁決」に改め、同項第二号中「且つ」を「かつ」に改め、同項第三号及び同条第二項中「判定」を「裁決」に改め、同条第四項中「左の各号に」を「次に」に改め、同項第二号中「判定」を「裁決」に改める。

第二十一条第一項中「基いて」を「基づいて」に、「判定」を「裁決」に、「かえて」を「代えて」に改める。

第二十二条中「左の各号に」を「次に」に、「外」を「ほか」に改める。

第二十四条中「外」を「ほか」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

## 告 示

### 埼玉県告示第百六十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十八年二月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十八年二月一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
NPO法人サイドプレイス
- 三 代表者の氏名  
池澤 賢也
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県白岡市小久喜千四百三番一
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、主に若者をはじめとする地域住民に対し、地元企業や団体へのインターンシップ仲介事業や多角的な社会参画促進事業を行い、また、地域の魅力を発信し、幅広い情報や人材を適切にマッチングさせることで、地域力の向上や地域活性化に寄与することを目的とする。

# 告示

## 埼玉県告示第百六十五号

秩父市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成二十八年二月九日

埼玉県知事 上田清司

秩父市	平成二十五年度	地籍図十九枚	大達原第四（大	平成二十八年
	平成二十六年	地籍簿一冊	滝の一部）	二月四日
	調査を行った時期	地名	称地	区年月日
				証

## 告 示

### 埼玉県告示第百六十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法及びインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十八年二月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十八年一月二十八日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人エイジングサポート
- 三 代表者の氏名  
植 村 文 彦
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県所沢市花園二丁目二千三百四十九番地十三
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、地域社会の高齢者を対象に将来豊かな生活・福祉・健康を提供するための必要な活動を行い社会貢献に寄与することを目的とする。

## 告 示

### 埼玉県告示第百六十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款及び役員名簿を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.sai-tamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十八年二月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十八年二月一日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人埼玉県絶滅危惧動物種調査団
- 三 代表者の氏名  
碓 井 徹
- 四 主たる事務所の所在地  
（変更前）埼玉県さいたま市緑区大字寺山八百六番地一  
（変更後）埼玉県上尾市大字壱丁目四百五十四番地三
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、自然環境に係る調査・研究を行い、埼玉県内の自然環境の保全活動に広く資することを目的とする。

## 告 示

### 埼玉県告示第百六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、見沼代用土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十八年二月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏 名	住 所
----	-----	-----

理事	野 口 久 作	埼玉県越谷市七左町七丁目二百九十七番地一
----	---------	----------------------

## 告 示

### 埼玉県北本県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年二月九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月九日

埼玉県北本県土整備事務所長 久保田 浩 二

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 上中森鴻巣線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>鴻巣市大字袋字東谷一七五〇 番地先から同市大字中井字堀七 〇九番一まで</p>		区 間
六・五〇〇一五・二七	六・五〇〇一五・八〇	敷地の幅員 (メートル)
一、六八三・三〇		延 長 (メートル)
<p>独立行政法人水資源機構が行う武蔵水路改築 工事に伴う迂回路撤去 及び平成二十五年九月 十日付け埼玉県北本県 土整備事務所長告示第 十四号の道路予定区域 の一部変更である。</p>		備 考

## 告 示

### 埼玉県東松山県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年二月九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月九日

埼玉県東松山県土整備事務所長 戸井原 章

路線名	県道岩殿観音南戸守線
供用開始の区間	東松山市大字西本宿字諏訪久保一七六七番 一地先から同市大字宮鼻字代正寺四〇番一地 先まで
供用開始の期日	平成二十八年二月十三日 午後三時
備考	延長 九三二・一〇メートル

## 告 示

### 埼玉県越谷建築安全センター所長告示第五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年二月九日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内 藤 知行

#### 一 許可番号

平成二十七年七月十六日

指令越建セ第二六〇〇三七一号

#### 二 検査済証番号

平成二十八年二月四日

越建セ第四四九一一号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町和戸二丁目二百六十三番、二百六十四番二、二百八十二番一

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県春日部市藤塚千百七十三一  
株式会社 サンエーホーム 代表取締役 井上 儀七

# 告 示

## 埼玉県公営企業告示第七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十八年二月九日

埼玉県公営企業管理者職務代理者埼玉県企業局長 井 上 桂 一

## 1 調達内容

### (1) 調達案件名及び予定数量

埼玉県大久保浄水場で使用する電気  
予定使用電力量 105,432,000 キロワット時

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書、仕様書及び契約書案（以下「入札説明書等」という。）による。

### (3) 供給期間

平成 28 年 5 月 1 日（日）から平成 29 年 4 月 30 日（日）まで

### (4) 需要場所

埼玉県さいたま市桜区大字宿 618 埼玉県大久保浄水場

### (5) 入札方法

入札者は、契約電力に対する単価（キロワット単価。小数点以下を含むことができる。消費税額及び地方消費税額を含む。同一月においては単一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（キロワット時単価。小数点以下を含むことができる。消費税額及び地方消費税額を含む。同一月においては単一のものとする。）を設定する。

本契約は契約単価を定める契約であるが、入札に当たっては、設定した単価を根拠とし、発注者が提示する契約電力及び予定使用電力量に対する 1 年間分の総価（以下「予定総額」という。）を算出する。

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった予定総額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 埼玉県公営企業財務規程（昭和 39 年公営企業管理規程第 5 号。以下「財務規程」という。）第 120 条の規定により埼玉県企業局の一般競争入札に参加させないとされた者でないこと。

(3) 国又は地方公共団体において電力調達の契約に係る指名停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県企業局の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成 21 年 4 月 1 日施行）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県企業局の契約に係る暴

力団排除措置要綱（平成 23 年 12 月 16 日施行）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (6) 電気事業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 72 号）施行後の電気事業法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する小売電気事業者の登録を受けた者又は同法附則第 2 条第 1 項により同法第 2 条の 2 の登録を受けたものとみなされる者であること。
- (7) 上記 1 (1)の予定使用電力量の供給ができる能力を有する者であり、平成 25 年 4 月 1 日から公告日までの期間に同規模程度以上の供給を 1 年間以上行った実績があること。
- (8) 二酸化炭素排出係数及び環境負荷低減に関する取組状況等について、入札説明書に記載する基準を満たす者であること。
- (9) その他入札説明書に記載する事項を満たす者であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所並びに問い合わせ先

〒338-0814 埼玉県さいたま市桜区大字宿 618

埼玉県大久保浄水場総務部総務担当

電話（代表）048-852-8841、（直通）048-856-5220

電子メールアドレス p528841@pref.saitama.lg.jp

- (2) 入札説明書等の交付方法

この公告の日から平成 28 年 2 月 26 日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の各日午前 10 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）に上記(1)の交付場所において交付する。

なお、来場前に必ず電話連絡をすること。

また、希望があれば、電子メール又は郵送（郵送希望者が用意した電磁記録媒体及び返信用封筒を使用して郵送）にて交付する。この場合、入札説明書等の交付希望時及び到着後に必ず電話連絡をすること。

- (3) 開札の場所及び日時

埼玉県大久保浄水場会議室 平成 28 年 3 月 28 日（月）午前 10 時

- (4) 入札書受付期間

ア 持参する場合

平成 28 年 3 月 23 日（水）から平成 28 年 3 月 25 日（金）午後 4 時まで  
（各日午前 10 時から午後 4 時まで）

イ 郵便による場合

平成 28 年 3 月 23 日（水）から平成 28 年 3 月 25 日（金）午後 4 時まで  
（必着）

なお、埼玉県大久保浄水場総務部総務担当あての書留郵便とし、郵送前に  
必ず電話連絡をすること。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった予定総額に入札保証金の率（100 分の 5 以上）を乗じ  
た額を納付するものとする。ただし、財務規程第 123 条第 2 項第 1 号の規定  
に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、予定総額に契約保証金の率（100 分の 10 以上）を乗じた  
額を納付するものとする。ただし、財務規程第 110 条第 2 項第 1 号の規定に  
該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を  
上記 3 (1) の提出場所に平成 28 年 2 月 29 日（月）午後 4 時までに郵送にて提出  
し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者  
から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければなら  
ない。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 財務規程第 127 条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の  
特例を定める規程（平成 7 年埼玉県公営企業管理規程第 13 号）第 9 条の規定  
に該当するもの

イ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）  
等に抵触するもの

ウ その他入札に関する条件に違反したもの

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第 124 条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書等による。

なお、本件入札は、対象となる調達に係る平成 28 年度予算が議決されなかったとき又は減額があったときは、調達手続を延期又は停止することがある。

また、平成 29 年度における歳入歳出の当該契約の金額について、減額又は削除があった場合、この契約を変更又は解除することがある。

5 Summary

(1) Nature and quantity of Services Required:

Electricity for use at the Saitama Prefectural Government Okubo Water Filtration Plant (estimated kWh: 105,432,000 kWh).

(2) Deadline for Submissions:

By registered mail: 4:00 p.m., March 25, 2016

(3) Contact Information:

General Affairs Division, Okubo Water Filtration Plant, Bureau of Public Enterprise,

Saitama Prefectural Government

618 Shuku, Sakura-ku, Saitama-shi, Saitama-ken, 338-0814

Tel. 048-852-8841, 048-856-5220

# 告 示

## 埼玉県公営企業告示第八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十八年二月九日

埼玉県公営企業管理者職務代理者埼玉県企業局長 井 上 桂 一

## 1 調達内容

### (1) 調達案件名及び予定数量

埼玉県庄和浄水場で使用する電気  
予定使用電力量 13,012,000 キロワット時

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書、仕様書及び契約書案（以下「入札説明書等」という。）による。

### (3) 供給期間

平成 28 年 5 月 1 日（日）から平成 29 年 4 月 30 日（日）まで

### (4) 需要場所

埼玉県春日部市新宿新田 100 番地 埼玉県庄和浄水場

### (5) 入札方法

入札者は、契約電力に対する単価（キロワット単価。小数点以下を含むことができる。消費税額及び地方消費税額を含む。同一月においては単一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（キロワット時単価。小数点以下を含むことができる。消費税額及び地方消費税額を含む。同一月においては単一のものとする。）を設定する。

本契約は契約単価を定める契約であるが、入札に当たっては、設定した単価を根拠とし、発注者が提示する契約電力及び予定使用電力量に対する 1 年間分の総価（以下「予定総額」という。）を算出する。

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった予定総額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 埼玉県公営企業財務規程（昭和 39 年公営企業管理規程第 5 号。以下「財務規程」という。）第 120 条の規定により埼玉県企業局の一般競争入札に参加させないとされた者でないこと。

(3) 国又は地方公共団体において電力調達の契約に係る指名停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県企業局の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成 21 年 4 月 1 日施行）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県企業局の契約に係る暴

力団排除措置要綱（平成 23 年 12 月 16 日施行）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (6) 電気事業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 72 号）施行後の電気事業法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する小売電気事業者の登録を受けた者又は同法附則第 2 条第 1 項により同法第 2 条の 2 の登録を受けたものとみなされる者であること。
- (7) 上記 1 (1)の予定使用電力量の供給ができる能力を有する者であり、平成 25 年 4 月 1 日から公告日までの期間に同規模程度以上の供給を 1 年間以上行った実績があること。
- (8) 二酸化炭素排出係数及び環境負荷低減に関する取組状況等について、入札説明書に記載する基準を満たす者であること。
- (9) その他入札説明書に記載する事項を満たす者であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所並びに問い合わせ先

〒344-0113 埼玉県春日部市新宿新田 100 番地

埼玉県庄和浄水場総務部総務担当

電話 048-746-4411

電子メールアドレス n464411@pref.saitama.lg.jp

- (2) 入札説明書等の交付方法

この公告の日から平成 28 年 2 月 26 日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の各日午前 10 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）に上記(1)の交付場所において交付する。

なお、来場前に必ず電話連絡をすること。

また、希望があれば、電子メール又は郵送（郵送希望者が用意した電磁記録媒体及び返信用封筒を使用して郵送）にて交付する。この場合、入札説明書等の交付希望時及び到着後に必ず電話連絡をすること。

- (3) 開札の場所及び日時

埼玉県庄和浄水場入札室 平成 28 年 3 月 28 日（月）午前 10 時

- (4) 入札書受付期間

ア 持参する場合

平成 28 年 3 月 23 日（水）から平成 28 年 3 月 25 日（金）午後 4 時まで  
（各日午前 10 時から午後 4 時まで）

イ 郵便による場合

平成 28 年 3 月 23 日（水）から平成 28 年 3 月 25 日（金）午後 4 時まで  
（必着）

なお、埼玉県庄和浄水場総務部総務担当あての書留郵便とし、郵送前に必ず電話連絡をすること。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった予定総額に入札保証金の率（100 分の 5 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第 123 条第 2 項第 1 号の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、予定総額に契約保証金の率（100 分の 10 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第 110 条第 2 項第 1 号の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記 3 (1) の提出場所に平成 28 年 2 月 29 日（月）午後 4 時までに郵送にて提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 財務規程第 127 条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年埼玉県公営企業管理規程第 13 号）第 9 条の規定に該当するもの

イ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触するもの

ウ その他入札に関する条件に違反したもの

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第 124 条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書等による。

なお、本件入札は、対象となる調達に係る平成 28 年度予算が議決されなかったとき又は減額があったときは、調達手続を延期又は停止することがある。

また、平成 29 年度における歳入歳出の当該契約の金額について、減額又は削除があった場合、この契約を変更又は解除することがある。

5 Summary

(1) Nature and quantity of Services Required:

Electricity for use at the Saitama Prefectural Government Syowa Water Filtration Plant (estimated kWh: 13,012,000 kWh).

(2) Deadline for Submissions:

By registered mail: 4:00 p.m., March 25, 2016

(3) Contact Information:

General Affairs Division, Syowa Water Filtration Plant, Bureau of Public Enterprise,

Saitama Prefectural Government

100 Shinshukushinden, Kasukabe-shi, Saitama-ken, 344-0113

Tel. 048-746-4411

## 告 示

### 埼玉県公営企業告示第九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十八年二月九日

埼玉県公営企業管理者職務代理者埼玉県企業局長 井 上 桂 一

## 1 調達内容

### (1) 調達案件名及び予定数量

埼玉県行田浄水場で使用する電気

予定使用電力量 27,421,000 キロワット時

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書、仕様書及び契約書案（以下「入札説明書等」という。）による。

### (3) 供給期間

平成 28 年 5 月 1 日（日）から平成 29 年 4 月 30 日（日）まで

### (4) 需要場所

埼玉県行田市大字小針 1632 番地 埼玉県行田浄水場

### (5) 入札方法

入札者は、契約電力に対する単価（キロワット単価。小数点以下を含むことができる。消費税額及び地方消費税額を含む。同一月においては単一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（キロワット時単価。小数点以下を含むことができる。消費税額及び地方消費税額を含む。同一月においては単一のものとする。）を設定する。

本契約は契約単価を定める契約であるが、入札に当たっては、設定した単価を根拠とし、発注者が提示する契約電力及び予定使用電力量に対する 1 年間分の総価（以下「予定総額」という。）を算出する。

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった予定総額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 埼玉県公営企業財務規程（昭和 39 年公営企業管理規程第 5 号。以下「財務規程」という。）第 120 条の規定により埼玉県企業局の一般競争入札に参加させないとされた者でないこと。

(3) 国又は地方公共団体において電力調達の契約に係る指名停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県企業局の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成 21 年 4 月 1 日施行）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県企業局の契約に係る暴

力団排除措置要綱（平成 23 年 12 月 16 日施行）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (6) 電気事業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 72 号）施行後の電気事業法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する小売電気事業者の登録を受けた者又は同法附則第 2 条第 1 項により同法第 2 条の 2 の登録を受けたものとみなされる者であること。
- (7) 上記 1 (1)の予定使用電力量の供給ができる能力を有する者であり、平成 25 年 4 月 1 日から公告日までの期間に同規模程度以上の供給を 1 年間以上行った実績があること。
- (8) 二酸化炭素排出係数及び環境負荷低減に関する取組状況等について、入札説明書に記載する基準を満たす者であること。
- (9) その他入札説明書に記載する事項を満たす者であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所並びに問い合わせ先

〒361-0024 埼玉県行田市大字小針 1632 番地

埼玉県行田浄水場総務部総務担当

電話 048-559-3660

電子メールアドレス k593660@pref.saitama.lg.jp

- (2) 入札説明書等の交付方法

この公告の日から平成 28 年 2 月 26 日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の各日午前 10 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）に上記(1)の交付場所において交付する。

なお、来場前に必ず電話連絡をすること。

また、希望があれば、電子メール又は郵送（郵送希望者が用意した電磁記録媒体及び返信用封筒を使用して郵送）にて交付する。この場合、入札説明書等の交付希望時及び到着後に必ず電話連絡をすること。

- (3) 開札の場所及び日時

埼玉県行田浄水場会議室 平成 28 年 3 月 28 日（月）午前 10 時

- (4) 入札書受付期間

ア 持参する場合

平成 28 年 3 月 23 日（水）から平成 28 年 3 月 25 日（金）午後 4 時まで  
（各日午前 10 時から午後 4 時まで）

イ 郵便による場合

平成 28 年 3 月 23 日（水）から平成 28 年 3 月 25 日（金）午後 4 時まで  
（必着）

なお、埼玉県行田浄水場総務部総務担当あての書留郵便とし、郵送前に必ず電話連絡をすること。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった予定総額に入札保証金の率（100 分の 5 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第 123 条第 2 項第 1 号の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、予定総額に契約保証金の率（100 分の 10 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第 110 条第 2 項第 1 号の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記 3 (1) の提出場所に平成 28 年 2 月 29 日（月）午後 4 時までに郵送にて提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 財務規程第 127 条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年埼玉県公営企業管理規程第 13 号）第 9 条の規定に該当するもの

イ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触するもの

ウ その他入札に関する条件に違反したもの

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第 124 条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書等による。

なお、本件入札は、対象となる調達に係る平成 28 年度予算が議決されなかったとき又は減額があったときは、調達手続を延期又は停止することがある。

また、平成 29 年度における歳入歳出の当該契約の金額について、減額又は削除があった場合、この契約を変更又は解除することがある。

5 Summary

(1) Nature and quantity of Services Required:

Electricity for use at the Saitama Prefectural Government Gyoda Water Filtration Plant (estimated kWh: 27,421,000 kWh).

(2) Deadline for Submissions:

By registered mail: 4:00 p.m., March 25, 2016

(3) Contact Information:

General Affairs Division, Gyoda Water Filtration Plant, Bureau of Public Enterprise,

Saitama Prefectural Government

1632 Kobari, Gyoda-shi, Saitama-ken, 361-0024

Tel. 048-559-3660

# 告 示

## 埼玉県公営企業告示第十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十八年二月九日

埼玉県公営企業管理者職務代理者埼玉県企業局長 井 上 桂 一

## 1 調達内容

### (1) 調達案件名及び予定数量

埼玉県新三郷浄水場で使用する電気  
予定使用電力量 28,602,000 キロワット時

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書、仕様書及び契約書案（以下「入札説明書等」という。）による。

### (3) 供給期間

平成 28 年 5 月 1 日（日）から平成 29 年 4 月 30 日（日）まで

### (4) 需要場所

埼玉県三郷市南蓮沼 1 埼玉県新三郷浄水場

### (5) 入札方法

入札者は、契約電力に対する単価（キロワット単価。小数点以下を含むことができる。消費税額及び地方消費税額を含む。同一月においては単一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（キロワット時単価。小数点以下を含むことができる。消費税額及び地方消費税額を含む。同一月においては単一のものとする。）を設定する。

本契約は契約単価を定める契約であるが、入札に当たっては、設定した単価を根拠とし、発注者が提示する契約電力及び予定使用電力量に対する 1 年間分の総価（以下「予定総額」という。）を算出する。

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった予定総額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 埼玉県公営企業財務規程（昭和 39 年公営企業管理規程第 5 号。以下「財務規程」という。）第 120 条の規定により埼玉県企業局の一般競争入札に参加させないとされた者でないこと。

(3) 国又は地方公共団体において電力調達の契約に係る指名停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県企業局の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成 21 年 4 月 1 日施行）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県企業局の契約に係る暴

力団排除措置要綱（平成 23 年 12 月 16 日施行）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (6) 電気事業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 72 号）施行後の電気事業法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する小売電気事業者の登録を受けた者又は同法附則第 2 条第 1 項により同法第 2 条の 2 の登録を受けたものとみなされる者であること。
- (7) 上記 1 (1)の予定使用電力量の供給ができる能力を有する者であり、平成 25 年 4 月 1 日から公告日までの期間に同規模程度以上の供給を 1 年間以上行った実績があること。
- (8) 二酸化炭素排出係数及び環境負荷低減に関する取組状況等について、入札説明書に記載する基準を満たす者であること。
- (9) その他入札説明書に記載する事項を満たす者であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所並びに問い合わせ先

〒341-0028 埼玉県三郷市南蓮沼 1  
埼玉県新三郷浄水場総務部総務担当  
電話 048-953-6565  
電子メールアドレス q536565@pref.saitama.lg.jp

- (2) 入札説明書等の交付方法

この公告の日から平成 28 年 2 月 26 日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の各日午前 10 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）に上記(1)の交付場所において交付する。

なお、来場前に必ず電話連絡をすること。

また、希望があれば、電子メール又は郵送（郵送希望者が用意した電磁記録媒体及び返信用封筒を使用して郵送）にて交付する。この場合、入札説明書等の交付希望時及び到着後に必ず電話連絡をすること。

- (3) 開札の場所及び日時

埼玉県新三郷浄水場会議室 平成 28 年 3 月 28 日（月）午前 10 時

- (4) 入札書受付期間

ア 持参する場合

平成 28 年 3 月 23 日（水）から平成 28 年 3 月 25 日（金）午後 4 時まで  
（各日午前 10 時から午後 4 時まで）

イ 郵便による場合

平成 28 年 3 月 23 日（水）から平成 28 年 3 月 25 日（金）午後 4 時まで  
（必着）

なお、埼玉県新三郷浄水場総務部総務担当あての書留郵便とし、郵送前に  
必ず電話連絡をすること。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった予定総額に入札保証金の率（100 分の 5 以上）を乗じ  
た額を納付するものとする。ただし、財務規程第 123 条第 2 項第 1 号の規定  
に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、予定総額に契約保証金の率（100 分の 10 以上）を乗じた  
額を納付するものとする。ただし、財務規程第 110 条第 2 項第 1 号の規定に  
該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を  
上記 3 (1) の提出場所に平成 28 年 2 月 29 日（月）午後 4 時までに郵送にて提出  
し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者  
から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければなら  
ない。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 財務規程第 127 条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の  
特例を定める規程（平成 7 年埼玉県公営企業管理規程第 13 号）第 9 条の規定  
に該当するもの

イ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）  
等に抵触するもの

ウ その他入札に関する条件に違反したもの

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第 124 条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書等による。

なお、本件入札は、対象となる調達に係る平成 28 年度予算が議決されなかったとき又は減額があったときは、調達手続を延期又は停止することがある。

また、平成 29 年度における歳入歳出の当該契約の金額について、減額又は削除があった場合、この契約を変更又は解除することがある。

5 Summary

(1) Nature and quantity of Services Required:

Electricity for use at the Saitama Prefectural Government Shinmisato Water Filtration Plant (estimated kWh: 28,602,000 kWh).

(2) Deadline for Submissions:

By registered mail: 4:00 p.m., March 25, 2016

(3) Contact Information:

General Affairs Division, Shinmisato Water Filtration Plant, Bureau of Public Enterprise,

Saitama Prefectural Government

1 Minamihasunuma, Misato-shi, Saitama-ken, 341-0028

Tel. 048-953-6565

# 告 示

## 埼玉県公営企業告示第十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十八年二月九日

埼玉県公営企業管理者職務代理者埼玉県企業局長 井 上 桂 一

## 1 調達内容

### (1) 調達案件名及び予定数量

埼玉県吉見浄水場で使用する電気  
予定使用電力量 17,258,000 キロワット時

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書、仕様書及び契約書案（以下「入札説明書等」という。）による。

### (3) 供給期間

平成 28 年 5 月 1 日（日）から平成 29 年 4 月 30 日（日）まで

### (4) 需要場所

埼玉県比企郡吉見町大字大和田 198 埼玉県吉見浄水場

### (5) 入札方法

入札者は、契約電力に対する単価（キロワット単価。小数点以下を含むことができる。消費税額及び地方消費税額を含む。同一月においては単一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（キロワット時単価。小数点以下を含むことができる。消費税額及び地方消費税額を含む。同一月においては単一のものとする。）を設定する。

本契約は契約単価を定める契約であるが、入札に当たっては、設定した単価を根拠とし、発注者が提示する契約電力及び予定使用電力量に対する 1 年間分の総価（以下「予定総額」という。）を算出する。

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった予定総額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 埼玉県公営企業財務規程（昭和 39 年公営企業管理規程第 5 号。以下「財務規程」という。）第 120 条の規定により埼玉県企業局の一般競争入札に参加させないとされた者でないこと。

(3) 国又は地方公共団体において電力調達の契約に係る指名停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県企業局の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成 21 年 4 月 1 日施行）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県企業局の契約に係る暴

力団排除措置要綱（平成 23 年 12 月 16 日施行）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (6) 電気事業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 72 号）施行後の電気事業法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する小売電気事業者の登録を受けた者又は同法附則第 2 条第 1 項により同法第 2 条の 2 の登録を受けたものとみなされる者であること。
- (7) 上記 1 (1)の予定使用電力量の供給ができる能力を有する者であり、平成 25 年 4 月 1 日から公告日までの期間に同規模程度以上の供給を 1 年間以上行った実績があること。
- (8) 二酸化炭素排出係数及び環境負荷低減に関する取組状況等について、入札説明書に記載する基準を満たす者であること。
- (9) その他入札説明書に記載する事項を満たす者であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所並びに問い合わせ先

〒355-0127 埼玉県比企郡吉見町大字大和田 198

埼玉県吉見浄水場総務部総務担当

電話 0493-54-1484

電子メールアドレス s541484@pref.saitama.lg.jp

- (2) 入札説明書等の交付方法

この公告の日から平成 28 年 2 月 26 日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の各日午前 10 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）に上記(1)の交付場所において交付する。

なお、来場前に必ず電話連絡をすること。

また、希望があれば、電子メール又は郵送（郵送希望者が用意した電磁記録媒体及び返信用封筒を使用して郵送）にて交付する。この場合、入札説明書等の交付希望時及び到着後に必ず電話連絡をすること。

- (3) 開札の場所及び日時

埼玉県吉見浄水場会議室 平成 28 年 3 月 28 日（月）午前 10 時

- (4) 入札書受付期間

ア 持参する場合

平成 28 年 3 月 23 日（水）から平成 28 年 3 月 25 日（金）午後 4 時まで  
（各日午前 10 時から午後 4 時まで）

イ 郵便による場合

平成 28 年 3 月 23 日（水）から平成 28 年 3 月 25 日（金）午後 4 時まで  
（必着）

なお、埼玉県吉見浄水場総務部総務担当あての書留郵便とし、郵送前に必ず電話連絡をすること。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった予定総額に入札保証金の率（100 分の 5 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第 123 条第 2 項第 1 号の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、予定総額に契約保証金の率（100 分の 10 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第 110 条第 2 項第 1 号の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記 3 (1) の提出場所に平成 28 年 2 月 29 日（月）午後 4 時までに郵送にて提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 財務規程第 127 条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年埼玉県公営企業管理規程第 13 号）第 9 条の規定に該当するもの

イ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触するもの

ウ その他入札に関する条件に違反したもの

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第 124 条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書等による。

なお、本件入札は、対象となる調達に係る平成 28 年度予算が議決されなかったとき又は減額があったときは、調達手続を延期又は停止することがある。

また、平成 29 年度における歳入歳出の当該契約の金額について、減額又は削除があった場合、この契約を変更又は解除することがある。

5 Summary

(1) Nature and quantity of Services Required:

Electricity for use at the Saitama Prefectural Government Yoshimi Water Filtration Plant (estimated kWh: 17,258,000 kWh).

(2) Deadline for Submissions:

By registered mail: 4:00 p.m., March 25, 2016

(3) Contact Information:

General Affairs Division, Yoshimi Water Filtration Plant, Bureau of Public Enterprise,

Saitama Prefectural Government

198 Owada, Yoshimi-machi, Hiki-gun, Saitama-ken, 355-0127

Tel. 0493-54-1484

# 告 示

## 埼玉県公営企業告示第十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十八年二月九日

埼玉県公営企業管理者職務代理人埼玉県企業局長 井 上 桂 一

## 1 調達内容

### (1) 調達案件名及び予定数量

埼玉県上赤坂中継ポンプ所で使用する電気  
予定使用電力量 20,318,000 キロワット時

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書、仕様書及び契約書案（以下「入札説明書等」という。）による。

### (3) 供給期間

平成 28 年 5 月 1 日（日）から平成 29 年 4 月 30 日（日）まで

### (4) 需要場所

埼玉県狭山市大字上赤坂 471-3 埼玉県上赤坂中継ポンプ所

### (5) 入札方法

入札者は、契約電力に対する単価（キロワット単価。小数点以下を含むことができる。消費税額及び地方消費税額を含む。同一月においては単一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（キロワット時単価。小数点以下を含むことができる。消費税額及び地方消費税額を含む。同一月においては単一のものとする。）を設定する。

本契約は契約単価を定める契約であるが、入札に当たっては、設定した単価を根拠とし、発注者が提示する契約電力及び予定使用電力量に対する 1 年間分の総価（以下「予定総額」という。）を算出する。

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった予定総額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 埼玉県公営企業財務規程（昭和 39 年公営企業管理規程第 5 号。以下「財務規程」という。）第 120 条の規定により埼玉県企業局の一般競争入札に参加させないとされた者でないこと。

(3) 国又は地方公共団体において電力調達の契約に係る指名停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県企業局の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成 21 年 4 月 1 日施行）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県企業局の契約に係る暴

力団排除措置要綱（平成 23 年 12 月 16 日施行）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (6) 電気事業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 72 号）施行後の電気事業法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する小売電気事業者の登録を受けた者又は同法附則第 2 条第 1 項により同法第 2 条の 2 の登録を受けたものとみなされる者であること。
- (7) 上記 1 (1)の予定使用電力量の供給ができる能力を有する者であり、平成 25 年 4 月 1 日から公告日までの期間に同規模程度以上の供給を 1 年間以上行った実績があること。
- (8) 二酸化炭素排出係数及び環境負荷低減に関する取組状況等について、入札説明書に記載する基準を満たす者であること。
- (9) その他入札説明書に記載する事項を満たす者であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所並びに問い合わせ先

〒338-0814 埼玉県さいたま市桜区大字宿 618

埼玉県大久保浄水場総務部総務担当

電話（代表）048-852-8841、（直通）048-856-5220

電子メールアドレス p528841@pref.saitama.lg.jp

- (2) 入札説明書等の交付方法

この公告の日から平成 28 年 2 月 26 日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の各日午前 10 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）に上記(1)の交付場所において交付する。

なお、来場前に必ず電話連絡をすること。

また、希望があれば、電子メール又は郵送（郵送希望者が用意した電磁記録媒体及び返信用封筒を使用して郵送）にて交付する。この場合、入札説明書等の交付希望時及び到着後に必ず電話連絡をすること。

- (3) 開札の場所及び日時

埼玉県大久保浄水場会議室 平成 28 年 3 月 28 日（月）午前 10 時

- (4) 入札書受付期間

ア 持参する場合

平成 28 年 3 月 23 日（水）から平成 28 年 3 月 25 日（金）午後 4 時まで  
（各日午前 10 時から午後 4 時まで）

イ 郵便による場合

平成 28 年 3 月 23 日（水）から平成 28 年 3 月 25 日（金）午後 4 時まで  
（必着）

なお、埼玉県大久保浄水場総務部総務担当あての書留郵便とし、郵送前に  
必ず電話連絡をすること。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった予定総額に入札保証金の率（100 分の 5 以上）を乗じ  
た額を納付するものとする。ただし、財務規程第 123 条第 2 項第 1 号の規定  
に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、予定総額に契約保証金の率（100 分の 10 以上）を乗じた  
額を納付するものとする。ただし、財務規程第 110 条第 2 項第 1 号の規定に  
該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を  
上記 3 (1) の提出場所に平成 28 年 2 月 29 日（月）午後 4 時までに郵送にて提出  
し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者  
から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければなら  
ない。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 財務規程第 127 条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の  
特例を定める規程（平成 7 年埼玉県公営企業管理規程第 13 号）第 9 条の規定  
に該当するもの

イ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）  
等に抵触するもの

ウ その他入札に関する条件に違反したもの

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第 124 条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書等による。

なお、本件入札は、対象となる調達に係る平成 28 年度予算が議決されなかったとき又は減額があったときは、調達手続を延期又は停止することがある。

また、平成 29 年度における歳入歳出の当該契約の金額について、減額又は削除があった場合、この契約を変更又は解除することがある。

5 Summary

(1) Nature and quantity of Services Required:

Electricity for use at the Saitama Prefectural Government Kamiakasaka Relay Pump Station (estimated kWh: 20,318,000 kWh).

(2) Deadline for Submissions:

By registered mail: 4:00 p.m., March 25, 2016

(3) Contact Information:

General Affairs Division, Okubo Water Filtration Plant, Bureau of Public Enterprise,

Saitama Prefectural Government

618 Shuku, Sakura-ku, Saitama-shi, Saitama-ken, 338-0814

Tel. 048-852-8841, 048-856-5220

# 告示

## 埼玉県病院事業告示第七号

平成十五年埼玉県病院事業告示第六号（埼玉県病院事業に係る料金のうち病院事業管理者が定める額）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十八年二月九日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

表診療及び検査の項第五号の項中

乳がん予後予測遺伝子検査の料金	検査料 標本作製料 病理判断料 外来診療料	実費相当額 九、二八〇円 一、六二〇円 七八〇円
-----------------	--------------------------------	-----------------------------------

を

乳がん予後予測遺伝子検査の料金	検査料 標本作製料 病理判断料 外来診療料	実費相当額 九、二八〇円 一、六二〇円 七八〇円
厚生労働大臣が定める先進医療及び施設基準（平成二十年厚生労働大臣告示第百二十九号）第三第五十一号に掲げる内視鏡下手術用ロボットを用いた腹腔鏡下胃切除術の料金	一回につき	一、〇九三、〇〇〇円

に改める。

# 告示

## 埼玉県選管告示第五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定により、松伏町選挙管理委員会から、同条第一項第三号の施設を次のとおり指定した旨の報告があった。

平成二十八年二月九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副次

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
外前野記念会館	埼玉県北葛飾郡松伏町ゆめみ野東三丁目四番一	松伏町長	百人
松伏会館	埼玉県北葛飾郡松伏町田中三丁目十九番三	松伏町長	百人
赤岩農村センター	埼玉県北葛飾郡松伏町大字上赤岩九百五十八番地	松伏町長	百五十人
農村トレーニングセンター	埼玉県北葛飾郡松伏町大字築比地六百七十四番地二	松伏町長	百五十人
まつぶし緑の丘公園管理センター	埼玉県北葛飾郡松伏町大字大川戸二千六百六番地一	松伏町長	五十人